

## 主なばい煙発生施設に係る規制基準

### 1 硫黄酸化物に係る排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物量です

$$q=K \times 10^{-3} H e^2$$

q : 温度0°C, 圧力1気圧の状態に換算した硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>/h)

K : 地域ごとに定められた値(旭川市は8.0)

He: 補正された排出口の高さ(m)

### 2 ばいじんに係る排出基準

#### (1) ボイラー

施設の規模	使用燃料	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素 濃度 (%)	基準値(g/Nm <sup>3</sup> , 設置年月日別)			
				～ S57.5.31	S57.6.1 ～ S60.9.9	S60.9.10 ～ H2.9.9	H2.9.10 ～
伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上	ガス	4以上	5	0.05			
		4未満		0.10			
	液体燃料	20以上	4	0.07	0.05		
		4～20		0.18	0.15		
		1～4		0.25			
		1未満		0.30			
	固体燃料	4以上	6	0.30			
4未満		0.4		0.30			
伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満, 燃焼能 力500/h以上	ガス	—	—	当分の間適用を猶予			
	灯油, A重 油等の軽 質燃料	—	—	当分の間適用を猶予			
	液体燃料	—	—	当分の間適用を猶予	0.50	0.30	
	固体燃料	—	—	当分の間適用を猶予	0.50	0.30	

#### (2) 廃棄物焼却炉

燃焼能力 (t/h)	標準酸素濃度 (%)	基準値(g/Nm <sup>3</sup> , 設置年月日別)	
		～H10.6.30	H10.7.1～
4以上	12	0.08	0.04
2～4		0.15	0.08
2未満		0.25	0.15

#### (3) ガスタービン

区分	標準酸素 濃度 (%)	基準値(g/Nm <sup>3</sup> , 設置年月日別)	
		～S57.5.31	S57.6.1～
常用	16	当分の間適用を猶予	0.05
非常用	—	当分の間適用を猶予	

#### (4) ディーゼル機関

区分	標準酸素 濃度 (%)	基準値(g/Nm <sup>3</sup> , 設置年月日別)	
		～S57.5.31	S57.6.1～
常用	13	当分の間適用を猶予	0.10
非常用	—	当分の間適用を猶予	

3 窒素酸化物に係る排出基準

(1) ボイラー

規模	使用燃料	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素濃度 (%)	基準値(ppm, 設置年月日別)						
				~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~ H2.9.9
伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上	ガス	50以上	5	180		150		130		
		10~50		130		100				
		4~10		130			100			
		1~4		150		130				
		1未満		150						
	液体燃料	50以上	4	180		150		130		
		4~50		190	180	150				
		1~4		230		150				
		1未満		250		180(S52.9.10~)				
	固体燃料	70以上	6	400	300			200		
		50~70		420	300				250	
		20~50		420	350	300			250	
4~20		450		350	300			250		
0.5~4		450		350	350					
0.5未満		480		380		350				
伝熱面積 10 m <sup>2</sup>	ガス	-	-	適用除外						
	灯油, A重油等の軽質燃料	-	-	適用除外						
	液体燃料	-	4	当分の間適用を猶予			300			260
	固体燃料	-	6	当分の間適用を猶予			350			

(2) 廃棄物焼却炉

種類	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素濃度 (%)	基準値(ppm, 設置年月日別)		
			~S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10~
連続炉	4以上	12	300	250	
	4未満		300		250
連続炉以外	4以上	-	-	250	

(3) ガスタービン

使用燃料	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素濃度 (%)	基準値(ppm, 設置年月日別)			
			~S63.1.31	S63.2.1 ~ H1.7.31	H1.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1~
ガス	4.5以上	16	当分の間適用を猶予			
	4.5未満		70		70	
液体燃料	4.5以上	16	90		70	
	4.5未満		100		70	
非常用	4以上	-	120	100	70	
当分の間適用を猶予						

(4) ディーゼル機関

型(シリンダ径・mm)	標準酸素濃度 (%)	基準値(ppm, 設置年月日別)			
		~S63.1.31	S63.2.1 ~ H1.7.31	H1.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1~
400以上	13	当分の間適用を猶予			
400未満		1600		1400	1200
非常用		950			
当分の間適用を猶予					

4 有害物質(塩化水素)に係る排出基準

施設の種類	排出基準(mg/Nm <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	700